

## 第213回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 令和3年3月24日（水） 15時～16時50分
2. 場 所 （公財）福井原子力センター 2階 研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
  - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和2年度 第3四半期）
  - (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和2年度 第3四半期）
  - (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和3年1月～3月）
  - (4) 県内発電所の新規制基準適合性審査等の状況について
  - (5) 美浜・大飯・高浜発電所の安全性向上対策の実施状況等について
  - (6) エネルギー・原子力政策について

5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和2年度 第3四半期）  
[県 原子力環境監視センター 村田 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和2年度 第3四半期）  
[県 水産試験場 山田 海洋研究部長より説明]
- (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和3年1月～3月）  
[県 原子力安全対策課より説明]

・質疑なし

○議題説明

- (4) 県内発電所の新規制基準適合性審査等の状況について  
[原子力規制庁 西村 地域原子力規制総括調整官]
- (5) 美浜・大飯・高浜発電所の安全性向上対策の実施状況等について  
[関西電力株式会社 近藤 副事業本部長]
- (6) エネルギー・原子力政策について  
[資源エネルギー庁 遠藤 原子力立地政策室長]

(県議会：細川 委員)

- ・資料では基準地震動について、地震調査研究推進本部が入倉三宅式を使っていると言っているが、地震調査研究推進本部が推奨しているレシピには、(ア)、(イ)と2つある。(ア)の方は入倉三宅式、(イ)の方が松田式を使っていると思う。松田式の方が感覚的には日本にあっており、入倉三宅式は確か外国のデータからきているのではないか。おそらく、結果的に松田式の方が大きくなるのではないかと思うが、その辺りを含めて、あまり入倉三宅式であると断定してしまうのはどうかと思う。
- ・また、上乘せするばらつきに関して、確かに観測データを作るときに、レシピではばらつきを考慮したものは書かれていないのが事実だが、原子力規制委員会自らが定めたガイドには、「ばらつきを考慮する必要がある」と書かれているため、「ばらつきを考慮する」ということに縛られるのは当然ではないかと思うがいかがか。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・仰る通り (ア) の方法、(イ) の方法があり、(ア) の方法は非常に精緻に調査をして、地面の中も調査した結果を踏まえて、断層面積を出して地震モーメントを求める方法である。(イ) の方法というのは、地表面に現れた断層から求める方法である。
- ・したがって、自ずと (イ) の方法は地表面に現れた断層であるので、FO-A、FO-B、熊川断層などの長い断層の長さを用いることはない。関西電力は、(ア) の方法で申請したため、我々は (ア) の方法で審査したというものである。

(県議会：細川 委員)

- ・あまり専門的なことはわからない。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ばらつきを考慮することはガイドに書いてあるという話であるが、仰っているのはガイドの3.2.3の震源特性パラメータの設定の(2)と思うが、ここには「経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」と書いてある。

- ・今、申し上げたように、「経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。」と、その際、「ばらつきも考慮される必要がある」と書いてある。この意味は、「適用範囲が適切か」ということを確認するのが目的である。その際、データのばらつきも考慮して適用範囲が適切かどうかという確認をするのがここに書いてある趣旨である。
- ・全体の流れの中でも書いてあるが、不確かさの考慮は 3.3.3 というところにあり、その (2) には、「断層モデルを用いた手法による地震動の評価過程に伴う不確かさについて、適切な手法を用いて考慮されていることを確認する。あわせて、震源特性パラメータの不確かさについて、その決定の考え方が明確にされていることを確認する。」と書いてある。①で震源モデルの不確かさとして括弧書きで「震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ、下端深さ、断層傾斜角等々」が書いてあり、入倉・三宅式の震源断層面積から地震モーメントを求めるところは、面積の関係で断層の長さや上端の深さ、下端の深さ、これにより下端の深さから上端の深さを引けば幅になるが、そこもこの不確かさを考慮すると書いてある。
- ・そういった意味で、我々は不確かさが適切に考慮されているか、経験式のところも含めて適切に考慮されているかということを確認して、適切であると判断した。

(県議会：細川 委員)

- ・本当に詳しいことは、それが妥当なのかどうかも判断がつかないし、また考えるが、一般的にガルはあまり知られていない。
- ・少し調べたのだが、ここ 30 年だけでも 1,000 ガルを超える地震は 10 以上起きている。最近のハウジングメーカーが耐震の家を実験するときには、5,000 ガル以上に耐えられると言うし、軒並みいろいろなところが 1,700 や 2,000 ガルに耐えられると謳って家を売っている。
- ・それに比べて原発は 800 ガルや 900 ガルなんだと思うと大丈夫かなと心配になったりする、その程度の理解である。
- ・もし、800 ガルや 900 ガルといった今想定されている基準地震動以上の地震が来た場合は、誰の責任なのか、どこの責任なのか。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ハウスメーカーの話が出たが、我々が基準地震動が発生すると言っている部位と、おそらくハウスメーカーが 5,000 ガルと言っている場所は違うものであると思う。基準地震動というのは、先ほど 3 km、4 km という話があったが、地表面の下にある硬い岩盤の一番上のところの揺れを基準地震動と言っている。
- ・一方、普通の家は、地中にあるわけではなく、地表面に建っているため、地表面の揺れを評価していると思う。
- ・規制委員会の基準では、建築基準法で一般建築物に要求されている静的地震、静的な地震力に対して、安全上重要な施設は 3 倍の地震力に耐えられるようにと規定されている。それに加えて、実際の地震動という揺れを作り、それに耐えるということを確認しており、そういう意味では比較できないものを比較されているように思うが、違うということ。

- ・また、もっと大きな地震が来たらどうするのかという話であるが、当然我々はそれを見て、新しい知見があれば規定の中に取り組んでいくことになるのかと考えている。規制委員会としては、責任を持ってこれ以上のことが起きないというよりは、我々は常に新しい知見、規制基準を見直さなくてはいけないことがないかというのを常に持つというのが我々の責任であると考えている。

(県議会：田中 厚生常任委員長)

- ・規制庁に確認させていただく。2月9日の説明会の後に正式に質問として出したのだが、今日説明があったので改めて確認したいと思う。
- ・保安規定に基づき対応していくには、多くの人員が必要になるのかと思う。保安規定の中では人員を確保することが明記されていることになっているが、昨今の人材が枯渇している現状の中で、これから先しっかりと原子力の世界の中でそのような人材が確保していけるかどうか、規制庁としてどう考えるのか。実際に規定が遵守され、人員がしっかりと確保されているか確認されているのか。
- ・もう1点はシーケンス要員、これも人員を確保することになっており、少し減ったりという話もあったが、明日事故が起こる可能性もあり、配置した段階で一定のスキルがあるかどうかを要求されているのか。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・人員の確保であるが、当然これは保安規定の約束事であり、これだけの人員を常に確保しておくということが規定にある。万一、人員が確保できていないと保安規定違反になる。
- ・原子力規制委員会としては、例えば、最近のコロナ渦で、関西電力でコロナが発生したことがあったが、人員は大丈夫かということ原子力規制検査の中で、原子力規制検査が365日いつでも検査できるようになったことは非常に実践的だと思っており、すぐ関西電力の人員に対して影響がないか確認している。
- ・ただし、数だけいれば良いという意味ではなく、実際にいろいろな作業をして、それに成功しないと意味がないため、当然必要なスキルは関西電力の規定の中で定められており、そのような人がきちんと配置されているかということにあわせて確認している。

(県議会：田中 厚生常任委員長)

- ・しっかりと確認をお願いしたい。なかなか将来の原子力政策が定まらない状況の中で、大学の中にも原子力工学というところがどんどんなくなっていく状況であり、原子力だけではないが、そのような若い人達がこの職場を目指せるような環境をいち早く資源エネルギー庁に作っていただきたいと思うし、そのような方々が活躍していただけるようにしてほしい。
- ・現場のことで確認させていただくが、今日の朝に高浜発電所の現場を実際に見てきた。私が考えていたことと違う工法であり、これで良いのかなということがあったが、関西電力の説明で、あ

る程度納得した。

- ・一方で、コンクリートにかなりヒビが入っている状況があり、規制庁の検査も通っているということなので、規制庁で責任を持っていただけたらと思う。規制庁が検査されたときは、おそらく竣工当時であろうと思われるが、どうなっているのか。
- ・1、2号機の背面道路で空冷DGが置いてあるところの貯油そうと給油ポンプの周辺を見させていただき、かなりの本数ヒビが入っていたので、その辺りの健全性について、規制庁はどのように見ているのか。
- ・また、その周りに背面道路からの水の流入を止めるための高さ15cmくらいの堰が貯油そうの周りにクランク状に配置されているが、その一部が下の部分のヒビと同時に割れている状況であった。それでも問題ないのか。
- ・もう1点、周りの排水が全て給油ポンプの方向に向かっていたが、その排水は逆勾配になっておりどこに流れるのかなというのが少し気になったため、その辺りについての規制庁の見解をお願いしたい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ご指摘の場所を具体的に教えていただければ確認をしたいと思うが、基本的に工事計画の対象になっている施設であれば使用前検査の対象になる。安全上重要な施設であれば、コンクリート躯体等の強度が技術基準を満足しているかという確認をする。
- ・コンクリートは、よくクラックが入るが、技術基準を下回るようなクラックがあれば使用前検査に合格しない。そのような中で確認されていると思う。
- ・今回のご指摘のものが、そもそも工事計画の対象かどうかの確認も必要なので、具体的にこの場所というのを教えていただければ、確認してお答えさせていただきたいと思う。
- ・周りの堰の一部についても含めて、どうなっているかは確認したいと思う。排水の勾配については、単なる排水であれば関係ないと思うが、空冷DGの配管が水に浸かって錆びるような状況が放置されているようなものであれば問題かもしれない。具体的にこの場所でどうだというのがわからないと使用前検査との関係がわからないため、今そこに対して良い悪いというのはお答えはできない。
- ・基本的な考え方としては、検査対象であって、なおかつ、強度が必要な場所であれば、その強度を持つかどうかという確認をすることになっている。

(県議会：田中 厚生常任委員長)

- ・わかった。基本的に非常用ディーゼル発電機の貯油そうが背面道路のどこかは図がある。堰は、そのものが水を防ぐものではなく、そこから油の流出を防ぐために作ったものであるということだったため、油がそこへ出てしまうと海へそのまま流れてしまう可能性もあるため、しっかり修正していただくよう現場では申し上げてきた。ぜひ規制庁の方でしっかり確認をお願いしたい。
- ・最後に、資源エネルギー庁をお願いしたい。繰り返し申し上げるが、この立地地域の将来像を議論する場の創設、大変ありがとうございます。これらの形でしっかり検討していただければ結構

であるが、このあと原子力がどうなるのかということを確認に、できるだけ早期に出していただく必要があると思う。

- ・先ほど言った原子力人材の確保というところにも直結していくことであると思うので、しっかりと我々も確認させていただきながら、3月の議会の中でいろいろあったが、仲倉議員は365日いつでも議論する用意があるということなので、できるだけ早期に示していただいて、国の責任をしっかりと示していただけるようお願いしておく。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・使用前検査について、しっかり確認していく所存であるが、一方、できあがったものの維持が適切に行われないと、これはおかしなことになってしまう。我々は新しい検査制度にした際に、国のお墨付き主義に陥らないこと、要は検査の時さえよければいいというわけではない。
- ・一義的責任は事業者にあるため、関西電力でしっかり施工し、その後のメンテナンスをしっかりとやるというのが第一である。その上で我々は安全上重要だと思うところについて、原子力規制検査で確認をしていく。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・先般、対処療法ではなく根本的にしっかり示せというご指摘をいただき、今もまたご指摘があったとおり、将来像を検討していくに当たっては、原子力政策の明確化が前提であり、その上でしっかりとやっていくということだと思っており、ご指摘踏まえてしっかり検討させていただき、できるだけ早期にお示しさせていただきたい。

(県議会：辻 委員)

- ・関西電力に安全対策の件でいくつかお聞きしたい。原子炉格納容器遮へい壁設置について、屋根を二重にしたのか、壁の中に鉄筋を設置して補強したのか。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・資料の3ページに写っているのは、原子炉格納容器の外側にあるコンクリート製の筒のようなものである。施工前の絵を見ていただくと、この中に鋼鉄製のカプセルのような格納容器がある。その上に格納容器の頭を覆うようにコンクリート製の1,800t くらいの鉄筋コンクリート製の帽子をもう一枚被せたというものである。
- ・設置目的は、事故が万が一起きた場合、周辺で作業される方の被ばく線量を低減させることである。

(県議会：辻 委員)

- ・理解した。もう1つ気になっているのが、東京電力の柏崎刈羽原発の関係で、核物質防護不備の問題である。あのようなことが、関西電力では問題ないと思っているが、一応確認したい。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・今回の東京電力の事象については、複数の箇所で核物質防護設備の故障が発生していた。東京電力はそれに対する代替措置を講じているとしていたが、実効性がないと判断されたというものであり、当社としては、同様の事象は発生していない。
- ・当社においても、そのような設備に故障が分かった場合は、実効的な代替措置を講じることで対応したいと考えている。

(県議会：辻 委員)

- ・当たり前のことだと思うが、しっかりお願いしたい。
- ・業務改善計画のことも先ほど触れていたが、計画の実行状況についての資料が県議会に送付されたり、いろいろなところで発表されていると思うが、関西電力グループCSR行動憲章の中に「贈答・接待に関しては厳正に対応します」というところを明確にしたり、役員や従業員向けに様々な研修を行うということだと思う。
- ・先日送られてきた資料の中に、CSRに関する全従業員向けアンケート結果があり、16,667名の方が回答されて、回答率が87.4%だった。これは毎年、数年前からやっているアンケートだと思うが、この中で気になるのは、「今回の金品受取問題は当社グループにおける一部の役職員だけの問題だったと思うかどうか。」という設問があり、これに対して「はい」と答えている方が39%、「いいえ」と答えている方が61%いる。これをどのように受け止めたらいいのか、どう理解されているのか。

(関西電力：水田 原子力事業本部長代理)

- ・仰る通りの数字が出ているのは認識している。我々従業員一同、全員がしっかりと今回の事象を自分のこととして把握、理解し、自分のこととしてどうしたら防げるかということをやることが一番大事だと思っている。
- ・教育もやっているし、役員と従業員との対話なども通じてそのようなところをしっかりと理解させていかないとだめだと思っている。その数字は我々の課題だと認識して、しっかり対応していきたい。

(県議会：辻 委員)

- ・結果をよくぞ公表されたということで、そこは評価したいと思っているが、一方で、従業員の方々の悩ましさやつらさも見て取れるような結果だったと思っている。他の設問にある、「金品受取問題に関して、2020年3月以降、現時点において、もしあなたが明らかに金品と分かるものを渡された場合、受け取らずにその場で返すことができるかどうか」については、90%の方が「返す、はい」、9.1%の方が「いいえ」と答えており、「いいえ」の回答理由もいくつかある。
- ・ここも率直に出されているが、同時に悩みというか、まだまだ返すと業務に支障があるのではないかと考えている方がいるような状況であり、どのように捉えて、今後どのようにされていくのか。

(関西電力：水田 原子力事業本部長代理)

- ・その点についても我々の組織全体の課題だと認識しており、従業員一人一人がしっかり返すと答えられるように、これからも引き続き対話等を通じて徹底してまいりたい。

(県議会：辻 委員)

- ・そのような方々に向けて、コンプライアンス相談窓口が前から設定されているのかもしれないが、実績によると 2018 年、2019 年に 70 数件の問い合わせ、相談があった。2020 年度は 3 月が終わっていないので締めていないのかもしれないが、どのくらいの問い合わせや相談があるのか、内容的に金品関係の問題があるのかないのかは把握しているのか。

(関西電力：水田 原子力事業本部長代理)

- ・大変申し訳ないが、今は数字を把握していない。

(県議会：辻 委員)

- ・最後に、広域避難、住民避難のことであるが、今、内閣府の方がいないので、県の方に認識を伺いたい。広域避難のことについて、水戸地裁でそのような判決が出たということは、住民避難、避難計画や広域避難の重大さというものの認識が広がっているのではないかと思う。
- ・広域避難については、住民の避難計画のところは市町の計画、責任というところがあると思うが、広域避難全体を取りまとめているのは国であり、広域避難計画の最終的な責任、まとめの立場の方というのはどなたになるのか。原子力防災大臣なのか、首相なのか。

(福井県：野路 危機対策監)

- ・原子力の広域避難計画については、基本的に各府県市町で地域防災計画があり、原子力防災対策編として書かれており、それを総合的に取りまとめるために国から支援をいただいている。
- ・基本的に取りまとめについては、副知事などが参加する地域協議会で了承され、国の原子力防災会議で最終的に決定されるということであり、国に責任があると思っている。

(県議会：辻 委員)

- ・安全の追求のためには市町でもお願いし、県でもしっかりやり、当然国にも責任を持っていただくということだと思う。

(敦賀市議会：田中 議長)

- ・水戸地裁で差止めになったということで、避難道路の話を含めて、その理由で差止めになったと認識しているが、どのような理由で差止めになったか具体的に分かれば教えていただきたい。
- ・被告は日本原電ということであるが、福井県内でこのような裁判が起こった場合、同じようなことが起こり得る状態にあるのか。

(福井県：野路 危機対策監)

- ・今回の件は我々が当事者ではないため、はっきりしたコメントはなかなかできないと思っているが、判決の中で承知している理由は、1つは広域避難計画、緊急時対応といったもの自体が策定されていないこと。また、全市町の避難計画が策定されていないこと。これは14市町村あるうち5個しか策定されていないということ。
- ・その中身については、具体的な避難先が市町だけとなっており、福井県の場合はそれぞれ町会、町内会と直につながっている。また、避難経路も1つだけであり、第2の避難先が決まっていない、まだ中身が具体的に決まっていないという現状だと認識している。
- ・福井県の場合は、それぞれについてしっかりと計画ができてというのが現状と認識している。

(敦賀市議会：田中 議長)

- ・よくわかった。裁判自体は日本原電に対しておこされており、避難道路のことを理由にされても的外れであり、こうなってくると自治体か県か国が対応することになると思うが、国としてどのような対応をされるつもりなのか。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・この裁判自体はあくまで避難計画が実際にできていない点が争われており、例えば他の裁判では避難計画ができていた場合には、そこから後の安全性そのものが人格権の侵害になるかどうか争われている。
- ・ただし、避難計画もない状態であればそれは問題だという過去の判例に基づいた計画があるかないかという判断基準だったと思う。
- ・ご指摘いただいた道路がちゃんとできているか、あるいは計画が的外れだったというような形で裁判が出たわけではないが、仮に、もしそのようなものが出れば、先ほど県から説明があった通り、避難計画、広域の対応については、原子力防災会議で確認しているため、国において確認しているということである。
- ・そこで例えば問題があれば、このような形で直してくださいとお願いをしたり、市町村、都道府県で対応いただくのが難しい場合には、国がしっかり支援をしたりという責任は、原子力防災会議で確認している以上、国に責任があるものだと思っている。

(敦賀市議会：田中 議長)

- ・これも国が前面に立ってということの1つであり、いち裁判だけということではなくて規制する側もOKを出したのなら、そのような責任があると思うので、対応をよろしく願いたい。

(医師会：池端 会長)

- ・関西電力の新型コロナウイルス感染症について伺いたい。昨年の大飯3、4号の定期検査でかなり多くの人数が入ったという時点で、私は新型コロナウイルスのクラスター対策をどうしようかとかなり不安を

覚えたが、本当にいろいろな予防対策の努力でクラスターを発生させずに済んだということは、本当にその努力に敬意を表したい。

- ・今後も定期検査、大飯3号はまだ続いているし、どうしても感染拡大地域からの人の出入りは運用上やむを得ないところがあるのではないかと思うが、今後人の出入りが大幅に増えるところがあるのか、来年度以降はどうかお聞きしたい。
- ・私はワクチンについてかなり期待しているが、おそらく御社の社員は若い方が多く優先順位が現状では低いのではないかと思う。我が国は努力義務となっているが、できれば勧奨していただき、特に福井県に出入りする社員の方々には可能であれば接種を徹底的に進めていただきたい。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・福井県が指定する感染が拡大している地域の不要不急の行き来を慎重に判断することは当然やっている。また、今後、新たに定期検査等を予定しており、入構する作業員の方については、入構2週間前からチェックリストに基づいて、家族の状況も含めて感染予防ができていないかを確認している。
- ・また、過去2週間に感染者が発生している地域から来県される方については、原則として、来県する前にPCR検査を行って、陰性であることを確認してから来県していただいている。今後ともこの活動を継続させていきたいと考えている。
- ・ワクチンの件は国等の方針もある一方、皆様のご心配もあるため、ワクチン接種については当社としても推奨していきたい。

(医師会：池端 会長)

- ・医師会という立場ではなくいち県民として、カーボンニュートラルに対する対応として、原子力をどう位置づけるかということが出ている。福井県の嶺南 E コースト推進会議の具体的な方針等々についても、カーボンニュートラルに向けての原子力研究等が上がっている。
- ・一方で、福島事故以来、日本国内はもとより世界中が少しトーンダウンしているところがあると思う。2050年のカーボンニュートラルの問題は、福井県、あるいは日本だけで済む問題ではなく、世界中でどう取り組んでいくかということになる。その中で、原子力が世界の中でどのような位置づけ、あるいはどのような状況なのかということをお教えいただきたい。
- ・いくら福井県としてしっかり研究して、場合によっては一定の必要性を認めていこうといっても、世界中が冷え込んでしまっていて全然盛り上がっていないのでは当然それは難しくなるのではないかという気がする。世界の状況について現時点でわかる範囲でお教えいただければと思う。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・前回の協議会(1/15)の資料の中で世界、例えば中国、ロシア、ヨーロッパの原子力に対するスタンスと、それを踏まえた我が国としての原子力政策、原子力を引き続き活用していく、ということをお記載している。
- ・例えば中国やロシアはどんどん世界に原子力を輸出することも含めて新型炉を使おうとしていく。

そのようなことを踏まえて安全保障上の観点からも、イギリスといったヨーロッパやアメリカで例えば Small Module Reactor という新しい炉の開発も含めて原子力を見直すような動きも出てきている。

- 一方で原子力から撤退するという国も一部あるが、様々なスタンスがある中で、引き続き、いわゆる新興国も含めて原子力を使っていくという動きもあるため、我が国としても、例えば、技術、人材というところで、後れを取らないようにしっかり技術開発を進めていかなければならないと考えている。
- 今いただいたご指摘、それから先ほどいただいた人材のご指摘も踏まえてしっかり取り組んでまいりたい。

(医師会：池端 会長)

- やはり日本としては、世界へ向けて発信することも考えていくということか。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- 国際的な発信の仕方については、例えば、アメリカも政権が変わり、環境に非常に問題意識を持ったバイデン大統領になり、これからサミットがあり、そこへ総理が行ってカーボンニュートラルの話をしたりというような動きが近々あるかと思う。そうした中でどのような形で訴えていくかしっかり考えてまいりたい。

以上

## 後日回答

- ・高浜1、2号機の背面道路で空冷DGが置いてあるところの貯油そうと給油ポンプの周辺を見させていただき、コンクリートにかなりの本数ヒビが入っていたので、その辺りの健全性について、規制庁はどのように見ているのか。

### (原子力規制庁)

コンクリートのヒビ割れについては、本庁等に確認した結果、工事計画認可の対象部分ではなく、結果として、使用前検査の対象でもない。